



長野県教育委員会訓令第10号

上水内郡信州新町立信州新町小学校

上水内郡信州新町立信州新町中学校

上水内郡中条村立中条小学校

上水内郡中条村立中条中学校

平成22年1月1日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成21年12月24日

長野県教育委員会

平成21年12月31日において、現に次の表の左欄に掲げる町村の公立学校（共同調理場を含む。）の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、市町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、当該右欄に掲げる市の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

左 欄	右 欄
上水内郡信州新町 上水内郡中条村	長野市

義務教育課